

## 特記仕様書

1. 事業名 北杜ホップス発泡酒醸造用設備購入及び設置
2. 備品名 発泡酒醸造用設備 購入・設置 一式
3. 納品場所 山梨県北杜市長坂町大八田 6811-276
4. 完了期限 令和7年2月28日まで
5. 特記事項
  - (1) 納入する設備について、別紙1の設備設計に記載されたメーカーリスト以外の製品を納入する場合は、同等品以上とする。設備の発注にあたっては、必ず事前に事業実施主体へ発注予定の設備の承認を受ける必要がある。
  - (2) 納品時の作業日程及び作業計画等は、事業実施主体と事前に打ち合わせのうえ調整すること。物品の詳細な設置場所及び納入する日時については、事業実施主体の指示により納品すること。
  - (3) 固定費及び設置費(耐震対応)、搬入費が必要となる物品については、それらに要する雑消耗品、作業費、運搬料等一切の費用を含むものとする。
  - (4) 物品を搬入及び設置するときは、施設設備を破損することのないよう配慮するとともに、万が一搬入及び設置にあたり、既存設備や納入備品が破損した場合は、請負者の負担により現状に復旧すること。また、製品の梱包材は受注者により引き取ること。
  - (5) 納品及び設置完了後、受注者の責任において試運転等を実施し引渡以前に設備の調整を行うこと。また、設備の操作説明を行うこと。
  - (6) 納品及び設置完了時には、品目、数量及び納入年月日等が確認できる書類の一覧及び設置後の写真帳を提出すること。また、補助事業において必要な書類が生じた場合は、作成を行うこと。
  - (7) 天候、自然災害等、不測の事態により工期変更が必要となった場合、速やかに事業実施主体と協議を行うこと。
6. その他  
この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。